新規二次医療体制の実績件数のカウントについて

参考資料
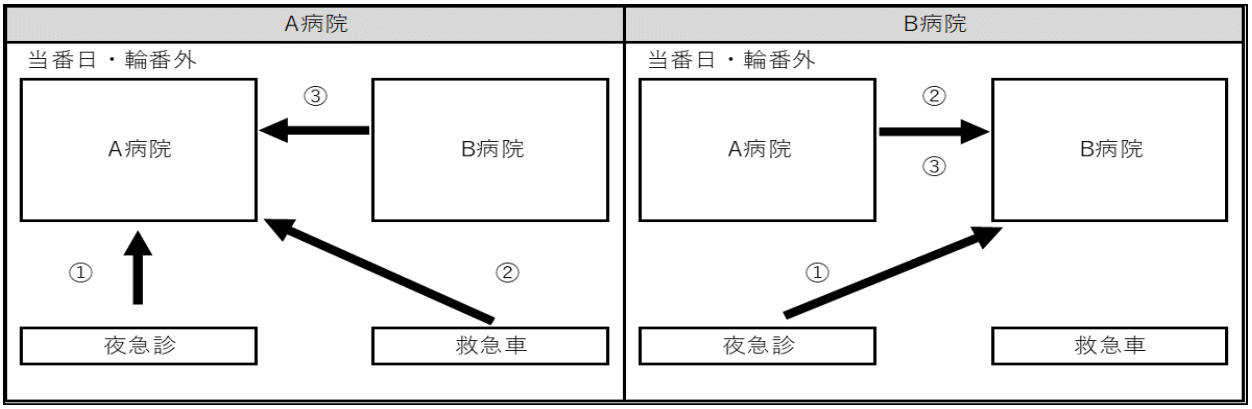
区分	実績件数のカウント要件
二次輪番病院A（A病院）	A病院として登録されている病院は、輪番日に以下の要件にあてはまる患者の受け入れを行うことにより実績件数としてカウントする。 ① 夜急診からの二次搬送患者受け入れ（基本料での対応となる１床目は除外） ② 救急搬送患者の直接受け入れ ③ B病院に搬送された夜急診患者で「B病院で対応不可」とされた患者の受け入れ **輪番外協力病院（A病院・B病院）についても、A病院・B病院と同様の取り扱いとする。**
二次輪番病院B（B病院）	B病院として登録されている病院は、輪番日に以下の要件にあてはまる患者の受け入れを行うことにより実績件数としてカウントする。 ① 夜急診からの二次搬送患者の受け入れ（基本料での対応となる１床目は除外） ② 「夜急診から A 病院へ搬送された患者」及び「A病院で直接受入を行った救急患者」のうち、処置が終了した患者 ③ 「夜急診から A 病院へ搬送された患者」及び「A病院で直接受入を行った救急患者」のうち、B 病院で対応可能とした患者 **輪番外協力病院（A病院・B病院）についても、A病院・B病院と同様の取り扱いとする。**
輪番外協力病院	輪番外協力病院として、夜急診及び消防局に通知を行った病院は、以下の要件にあてはまる患者の受け入れを行うことにより実績件数としてカウントする。 ① A病院として登録されている病院は、A病院の受入要件に準じた患者を受け入れた際、実績件数としてカウントする ② B病院として登録されている病院は、B病院の受入要件に準じた患者を受け入れた際、実績件数としてカウントする
例）「夜急診搬送患者」をB病院で受入、A に転院 この場合だと、A 病院：１件　B 病院：１件　となり、両方でカウントされる。